

報告第 15 号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 8 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

足立区の公の施設等について新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため利用の特例を定める条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年5月29日

足立区長 近藤 弥生

足立区の公の施設等について新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため利用の特例を定める条例を公布する。

令和 2 年 5 月 2 9 日

足立区長 近 藤 弥 生

足立区条例第 3 9 号

足立区の公の施設等について新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため利用の特例を定める条例

足立区長及び足立区教育委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、規則又は教育委員会規則で定める公の施設その他区民が利用する施設について、当分の間、条例等に定める利用に関して特例を定めることができる。

付 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。